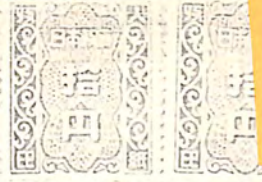


(7)



昭和三〇年(第四九一四号)
昭和三十一年(第四一七七号)

準備書面 (中七)

原告 下田 隆 一

外二名

被告 岩淵 文治

外一名

右当畢者間の損害賠償請求事件について原告は左の通り并論を準備する。

昭和三十六年九月五日

原告等代理人

弁護士

松

井

康



東京地方裁判所

民事第二四部 御中

記

原爆の投下による米國及びトルーマン等の不法行為責任について

一 (1) 原爆の破壊力の広域性、持続性、残虐性は人類を滅亡に導くものであつて、このような原爆の使用は、到底敵國の戦斗力の破壊を目的とする戦斗^行為の概念をもつて律することができない。

したがつて、原爆投下行為は、まさに殺人、しかも超残虐な虐殺行為（皆殺し行為）として把えられ、本来國際法適用の





対象とはなり得ず、直接国内法の評価にさらされるべきものである。

(2) 米国及びトルーマン等によるこの慶殺行為につき、米国裁判所に損害賠償の請求訴訟を提起するとき、その準拠法は

米国内国際私法によつて不法行為地である日本民法である。
 (Goodrich, on Conflict of laws, 3rd ed. 1949, p. 260; Stumberg, Principles of Conflict of Law, 1937, p. 163; Dorr Cattle Co. v. Dea Morine Nat. Bank, 127 Iowa 153, 161, 98 N.W. 918, 922, 102 N.W. 836, 4 Am. Cav. 519, 522, 1904; Pender v. H. & B. American Marsh. Co., 35 R.I. 321, 324, 87 A. 1, 2, L. R. A. 1916 A, 428, 430, 1913; Norfolk & W. Ry. Co. v. Barney, 262 Ky. 228, 90 S.W. 2nd 14, 1936; Chicago, R. I. & P. Ry. Co. v. Glacock, 187 Ark. 343, 59 S.W. 2nd 602, 1933; Ryan v. Bearden, 117 Conn. 428, 168 A. 17, 1933.)

(3) 原爆投下行為が、米国内国際私法上の不法行為概念に該当するとして先例はない。
 しかし、原爆投下行為が、既述のとおり慶殺行為として扱

えられ、直接国内法の評価にさらされるべきものであるか
 ぎり、米國國際私法上も不法行為として扱えられることは
 当然である。

(4) よつて米國及びトルーマン等は民法第七〇九条、七一〇条、
 七一一條によつて損害賠償責任を有するのである。

二、仮りに原爆投下行為が戦斗行為に該当し、國際法の適用を受
 けるとしても、原爆投下行為は原告の昭和三二年九月二六日
 付準備書面五(2)において述べたとおり國際法違反であるから
 国内法上の責任を免れ得ない。
 戦斗行為として行われたものにせよ、およそ殺人が不法行為
 であり、加害者に損害賠償責任があることは時間、空間を超越
 した人類普遍の原理であつて如何なる國の法律にもとり入れ
 られている。

したがつて、戦斗行為については国際法が適用されるという
ことも、本来不法行為として損害賠償責任を負うべき行為が
国際法上適法な戦斗行為とされることによつて、その限りに
おいて国内法上の違法性が阻却され不法行為責任を免れる余
地があるか否かという問題として考えられるべきであつて、
国際法の適用を受ける行為についてはすべて国際法によつて
処理され、もはや如何なる場合にも国内法による評価を一切
許さないといふことではない。
原爆投下行為は国際法違反であるから、違法性が阻却されず、
したがつて不法行為による損害賠償責任を免れ得ない。
この場合の準拠法については、本準備書面に記載したこと
がそのまゝ妥当し、日本民法である。
三 仮りに国際法の適用をうける行為については、すべて国際法

のみによつて処理され、国内法による許画を許さないとしても、国際法上禁止規定が存在する場合には、その禁止規定違反の行為については国際法上の損害賠償請求権が発生することをも当然に包含するものであつて、この場合には、國家のみならず個人も又国際法上の権利主体となり得るのである。

(この場合に国際私法が問題にならないことはいうまでもな